

三重県環境審議会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県環境審議会委員（以下「委員」という。）の公募に関する必要事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 三重県環境生活部長は、必要に応じて委員のうち3名以内の者を公募により決定することができる。

(応募者の資格)

第3条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとする者は、次の各号全てに該当する者でなければならない。

- (1) 県内に居住し、又は通勤若しくは通学する者
- (2) 満18歳以上の者（高等学校等に在学中の者は除く）
- (3) 国及び地方公共団体の議員並びに常勤の公務員でない者

(公募の方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者は、指定された期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 三重県環境審議会委員応募書（様式1）
- (2) 指定された題目の作文

(選考会議の設置)

第5条 公募委員を選考するために、「三重県環境審議会公募委員選考会議」（以下「選考会議」という。）を設置するものとする。

- 2 選考会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
 - (1) 環境生活部 副部長
 - (2) 同 次長（環境担当）
 - (3) 同 次長（廃棄物対策局）
 - (4) 同 環境生活総務課長
- 3 選考会議には、委員長を置き、副部長の職にある者をもって充てる。
- 4 選考会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

(公募委員の任期)

第6条 公募委員の任期は、別に定める委員の任期と同じ期間とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考会議の議事、その他の運営に関する事項については、必要に応じて、その都度定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

この要領は、平成24年8月23日から施行する。

